

○今帰仁村立小学校および中学校の通学区域に関する規則

昭和59年3月16日
教委規則第20条

(趣旨)

第1条 今帰仁村立小学校および中学校の児童・生徒の通学区域(以下「通学区域」という。)は、この規則の定めるところによる。

(通学区域)

第2条 通学区域は、別表のとおりとする。

第3条 今帰仁村立小学校および中学校に入学しようとするものは、その保護者が住所を有する学区内所在地の小学校および中学校に入学しなければならない。

第4条 前第2条、第3条において相当と認められる特別な理由があるときは、保護者の申し立てにより指定した小学校を変更することができる。

(指定学校変更手続)

第5条 前条の規定により小学校を変更しようとするときは、保護者より教育委員会に指定学校変更申請書(様式1)を提出して許可を受けなければならない。

(規則の施行)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表

今帰仁村立小学校及び中学校の指定通学区域

学校	指定通学区域
兼次小学校	(字)今泊・兼次・諸志・与那嶺・仲尾次
今帰仁小学校	(字)崎山・平敷・謝名・越地・玉城・仲宗根
天底小学校	(字)湧川・天底・呉我山・勢理客・渡喜仁・運天・上運天・古宇利
今帰仁中学校	村全域